

お知らせ

「税を考える週間」 小中学生作品展を開催

毎年十一月十一日～十七日は、国税庁が定めた「税を考える週間」です。この週間は、税の意義（必要性）および役割（使途）、税務行政の現状を正しく理解していただくために全国的に行われる広報・広聴週間です。そこで、小中学生から募集した作品中、優秀作品を次のとおり展示します。

- **作品** 小学生の習字および中学生の作文（いずれも佳作以上の入賞作品）
- **期間** 十一月十一日（金）～十七日（木）
- **場所** 中央公民館本館一階ホール
- **問い合わせ先** 税務課住民税係
☎（48）1111（内305）

年末調整などの説明会を開催

- **説明会名・日時**
・年末調整説明会
十一月二十四日（木）
午後二時～午後四時
- ・青色決算説明会
十一月二十八日（月）
午後二時～午後四時
- **会場** 半田市福祉文化会館（雁宿ホール）

※ 会場は駐車場が限られています。公共交通機関をご利用ください。

東日本大震災の被災者の皆様へ

◎「愛知県受入被災者登録制度」のお知らせ

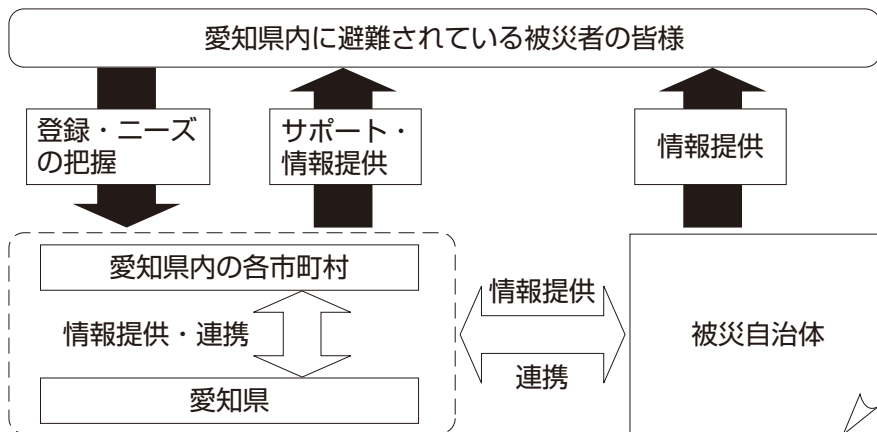
愛知県では、県内に避難されている東日本大震災で被災された方に適切なサポートを実施するとともに、これまでお住まいの被災自治体からの情報を提供することを目的に「愛知県受入被災者登録制度」を導入しています。適切なサポートなどを十分にお受けいただくためにも、ぜひ、ご登録ください。

- **登録の対象者** 東日本大震災および福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により本県に避難された方
- **登録の受付場所** 現在お住まいの市（区）町村
- **問い合わせ先**
愛知県被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム
☎052(954)6724
H.p. <http://www.pref.aichi.jp/saigajoho/>

当日都合の悪い方は、別の日時・

会場で開催の説明会に出席することができません。問い合わせ先で確

□登録・サポート体制・情報提供の流れ



◎愛知県被災者用賃貸住宅借上事業について

愛知県では、東日本大震災により福島県、宮城県、岩手県から避難された方に、災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅等を借上げて提供します。

- **申込受付期間** 十一月一日（火）～十一月三十日（水）
- **入居対象者** 福島県、宮城県、岩手県から避難し、一定の条件を満たす方
- **対象となる民間賃貸住宅など**
貸主が応急仮設住宅として避難者に提供することに同意するなど一定の条件を満たす賃貸住宅（家賃などの限度額があります。）
- **入居期間** 平成二十四年三月三十一日まで（ただし、災害救助法の適用範囲内（二年以内）の期間で再契約ができます。）
- **既に入居済みの場合** 一定の条件を満たす場合は、県の借上げ契約に置き換えることができます。
- **問い合わせ先** 愛知県建設部建築担当局公営住宅課県営住宅管理室
☎052(954)6576
H.p. <http://www.pref.aichi.jp/saigajoho/>

41（内211）

税務課住民税係 ☎（48）1111
1（内305）

認ってください。
□ **問い合わせ先**
半田税務署総務課
☎（21）31